

事 務 連 絡

令和5年4月20日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食・食育主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人事務局 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

令和5年度「食育月間」における食育の推進について（依頼）

この度、農林水産省において、別添のとおり令和5年度「食育月間」実施要綱が作成され、文部科学省初等中等教育局長宛てに通知されたところです。

ついては、本実施要綱に基づき、学校や地域において令和5年度「食育月間」における食育の取組を推進くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対して、附属学校を置く各国公立大学法人事務局におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社を通じて設置する小学校に対し周知いただきますようお願いいたします。

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課食育推進係

TEL : 03-5253-4111（内線 2694）

FAX : 03-6734-3794